

政府報告書第二部第九条四(a)、(b)において説明されている規約九条五項「違法に拘禁された者への賠償」については、国家賠償法と刑事補償法が存在することは事実であるが、実際には次のような多くの問題が存在しており、極めて不十分な補償しかなされていない。

まず第一に、起訴された被告人が無罪判決を受けて確定した場合、刑事補償法により拘禁日数に応じて補償金が政府から支払われるのは事実である。しかし、その金額は最高でも一日当たり九四〇〇円であり(同法四条一項)、これは日本の全労働者の一九八九年における一日平均賃金二万六二〇〇円(日本統計年鑑による)の五八パーセント程度にすぎない。従ってこの補償金は、実際に被告人が被った経済的損害や精神的な苦痛に対する十分な補償とは言えない。

次に、逮捕、拘留された被疑者が起訴されなかった場合には政府報告書のとおり被疑者補償規程により補償されることがあるが、この規程による補償は検察官の判断に任ざれており、検察官が補償しないと判断した場合に被疑者は異議を申し立てることが出来ない。

また、刑事補償法および被疑者補償規程のいずれも、誤って拘禁したことへの謝罪、悔つげられた社会的な名誉を十分に回復する措置を含んではいない。このように被告人、被疑者への補償制度はい

## 12. 違法に拘禁された者への賠償

(関連条文) 九条五項、一四条一項、一四条六項

を設け、入院患者に不服申立の権利を認め、精神医療審査会はそれを受けて処遇改善命令を出せることとなった。しかしながら、その他の処遇については同法改正以前と変わらず、他科の患者に比べて劣悪である。人的・物的設備も他科と比較して格段の差があり、医療法もこれを容認している。

なお精神障害者を対象とする医薬品の臨床試験カイトライオン(GP)は、患者に同意能力がない場合は保護義務者の同意で足りるとしている。

### 4 強制入院患者と規約一四条一項

患者の裁判所への出頭自由は確保されず、その場合でも弁護士たる代理人が義務的に付される権利は保障されない。患者の法的能力の有無の判定の裁判においては患者の意見を聴取することは義務ではなく、代理人選任権も実効的に保障されていない。

### 5 職業上の資格制限と規約二六条

精神障害の存在のみを要件とする多数の資格制限規定(たとえば、運転免許、通訳案内業、調理師、美容師など)が多くの法の中に存在し、これは前記精神保健法改正によっても解消しなかった。

ずれも不十分である。

第三に、刑事手続き以外の拘禁（例えば出入国管理による拘禁、精神障害者に対する拘禁）については、例え違法な拘禁だったことが後に判明した場合でも、次に述べる国家賠償法による以外には補償を受け

る方法はない。

以上の理由により違法に拘禁された者は、十分な補償を受けるためには国家賠償法による賠償を政

府に要求することになる。政府が任意に賠償に応ずることは実際には殆ど全くあり得ないから、この

賠償の実現は訴訟による他ないが、その国家賠償請求訴訟には次のような問題がある。

先ず第一に、刑事裁判で無罪判決を受けた者が賠償を求めるには、検察官による起訴が違法であ

たことを立証しなければならぬ。この場合、最高裁判所の一九八九年六月二十九日判決（沖繩ゼネ

スト事件）は、「検察官が、（中略）証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる

嫌疑があれば、（中略）公訴の提起は違法性を欠く」と判断しており、多くの他の国家賠償請求訴訟の

判決でもこの論理が採用されている。しかし、無罪判決が確定したことは検察官の起訴が誤りであ

たことを示すものに他ならないのであるから、起訴の違法性について国側の十分な反証がない限り、

起訴は違法であったと判断されるべきであらう。右のような最高裁判所の判断は、違法な拘禁に對す

る補償の実現のためには大きな障害となっている。なお、警察官の違法な逮捕につき賠償を求める場

合も同様の問題が生じる。

第二に、ここで言う「証拠資料」とは、最高裁判所によれば検察官が起訴時点で収集済か入手可能

だったものに限られる。ところが、検察官の手持ち資料のうち、元被告人や元被疑者（国家賠償請求

約九条五項、一四六六項に違反する。

以上のように日本では、違法な拘禁に對する補償が十分にたざられてはならず、このような事態は規

となっている。

をした場合でもその責任を問われることがないことを示しており、冤罪の発生が絶えない原因の一

存などにより、日本では未だに冤罪の発生を根絶できない。刑事手続きにおける違法な拘禁につ

レートの「代用監獄」「刑事手続きにおける弁護士への接見交通の制限に現れた刑事手続きの不備（本カク

代用監獄の多用や弁護士と被拘禁者との接見交通の制限に現れた刑事手続きの不備（本カク

記の沖繩ゼネスト事件判決など）

裁判所が国側に賠償を命じた判決を高等裁判所あるいは最高裁判所が破棄した例は少なくない。（前

命じた判決は数件にとどまり、最高裁判所が国側に賠償を命じた例は一件もなく、逆に下級審

実際に一九八五年一月から一九九二年三月までの七年間で、違法な拘禁に關して国側に賠償を

原告に對つて検察官の起訴が違法であることを立証するに足りる資料を収集することは困難である。

以外の検察官手持ち資料の開示制度は、国家賠償請求訴訟でも存在していないからである。従つて、

証拠の全面開示の義務はなく、それ自体が規則一四六六項にもともと思われ）に限られる。なぜなら、それ

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

訟の原告）に對つて実際に国家賠償請求訴訟において利用できるのは、検察官が刑事手続きで開示し

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

証拠の全面開示の義務はなく、それ自体が規則一四六六項にもともと思われ）に限られる。なぜなら、それ

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

訟の原告）に對つて実際に国家賠償請求訴訟において利用できるのは、検察官が刑事手続きで開示し

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

証拠の全面開示の義務はなく、それ自体が規則一四六六項にもともと思われ）に限られる。なぜなら、それ

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

訟の原告）に對つて実際に国家賠償請求訴訟において利用できるのは、検察官が刑事手続きで開示し

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

証拠の全面開示の義務はなく、それ自体が規則一四六六項にもともと思われ）に限られる。なぜなら、それ

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

訟の原告）に對つて実際に国家賠償請求訴訟において利用できるのは、検察官が刑事手続きで開示し

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

証拠の全面開示の義務はなく、それ自体が規則一四六六項にもともと思われ）に限られる。なぜなら、それ

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

訟の原告）に對つて実際に国家賠償請求訴訟において利用できるのは、検察官が刑事手続きで開示し

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

証拠の全面開示の義務はなく、それ自体が規則一四六六項にもともと思われ）に限られる。なぜなら、それ

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

訟の原告）に對つて実際に国家賠償請求訴訟において利用できるのは、検察官が刑事手続きで開示し

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

証拠の全面開示の義務はなく、それ自体が規則一四六六項にもともと思われ）に限られる。なぜなら、それ

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

訟の原告）に對つて実際に国家賠償請求訴訟において利用できるのは、検察官が刑事手続きで開示し

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

証拠の全面開示の義務はなく、それ自体が規則一四六六項にもともと思われ）に限られる。なぜなら、それ

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

訟の原告）に對つて実際に国家賠償請求訴訟において利用できるのは、検察官が刑事手続きで開示し

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

証拠の全面開示の義務はなく、それ自体が規則一四六六項にもともと思われ）に限られる。なぜなら、それ

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

訟の原告）に對つて実際に国家賠償請求訴訟において利用できるのは、検察官が刑事手続きで開示し

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

証拠の全面開示の義務はなく、それ自体が規則一四六六項にもともと思われ）に限られる。なぜなら、それ

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

訟の原告）に對つて実際に国家賠償請求訴訟において利用できるのは、検察官が刑事手続きで開示し

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

証拠の全面開示の義務はなく、それ自体が規則一四六六項にもともと思われ）に限られる。なぜなら、それ

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

訟の原告）に對つて実際に国家賠償請求訴訟において利用できるのは、検察官が刑事手続きで開示し

た資料（それは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では検察官が手持ち

証拠の全面開示の義務はなく、それ自体が規則一四六六項にもともと思われ）に限られる。なぜなら、それ